

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 相続税が2割増しになる人

Q : 私は、夫亡き後、夫に代わって社長として頑張っており、夫の父は、会長として私をバックアップしてくれています。

ところで、義父が亡くなった場合、相続人は孫である私の息子2人だけですが、一親等の血族ではないので、相続税が2割増しになると聞きました。本当でしょうか。

A : 代襲相続の孫には、相続税の加算はありません。

【解説】

通常、相続は、本人から子、次に、子から孫という順に行われます。そしてその相続のたびごとに、相続税の負担が生じます。

したがって、本人から孫というように、相続を1回とばすと、相続税を1回免れることができます。これに歯止めをかけるために、相続税の2割増しという制度があります。

2割増しの対象となるのは、相続や遺贈により財産をもらった人で、被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の人です。

例えば、孫、兄弟姉妹、全くの第三者などは、相続税を2割多く払わなければならないということになります。

ただし、祖父より先に父が亡くなっていたために代襲相続人としての立場で相続人となった孫の場合は別で、この場合には、たとえ祖父からみて二親等の血族でも2割増しされることはありません。ご質問の場合も、これに該当しますので、2割増しとはなりません。

また、養子や養女や養親は、一親等の法定血族ですから、2割増しの適用はありません。

